

足立区における地域生活支援拠点等の整備について

昨年度、各専門部会で地域生活支援拠点等の整備に係る検討において、いただいていた課題への対応について、下記のとおり、ご報告します。

1 確認事項

(1) 地域生活支援拠点とは

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障がい者の生活を地域全体で支えるため、居住支援のためのサービス提供体制を、地域の実情に応じて整備するものです。

重視すべきと国から示されている機能は、①相談、②緊急時の受け入れ、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つ。

(2) 地域生活支援拠点等の整備モデル

国が示す整備モデルは、面的整備型と多機能拠点型の2つがあります。

- ・面的整備型・・・既に様々なサービス提供体制・事業所が整っている区市町村、圏域が広い場合にメリットがある。相談・調整機能の役割が重要となる。
- ・多機能拠点型・・・1施設に様々なサービス事業所が入ることから、障がい者（児）にとって利便性が高い。その反面、圏域が広い場合は、障がい者（児）の身近にあることを担保しきれない。

拠点整備において従来存在しなかったサービスを導入できる可能性がある反面、新たな整備（施設改修も含め）になることから、初期コストに課題がある。

(3) 整備時期の目安

令和2年度末を目途に整備としています。

2 各専門部会の検討においていただいた課題への区の対応

優先度1/ 緊急時受け入れ：

短期入所は満床で使えないことが多く、専用の緊急保護の場が複数必要

→ 令和2年度より、緊急一時保護事業を開始し、専用の緊急保護の場を設けた

優先度2/ 専門的人材の確保・養成：

福祉業界全般で人材が不足、ヘルパーの確保は緊急の課題

→ 今後の検討課題

優先度3/ 相談：

基幹的な役割を持つ事業所による情報集約や共通化の仕組みづくりが必要

→ 区の障がい福祉センター（あしすと）が基幹相談支援センターとなることで整理した民間相談支援事業所との連携については、今後の検討課題

優先度4/ 体験の機会・場：

各事業所で体験は行えるが、継続して行える体験の機会・場が必要

→ 居住体験の場として、区指定管理施設の大谷田グループホームを活用
(体験型として位置付け済)。

→ 日中活動の場について、特に生活介護事業の受入れに余力があるとは言えない
対応が必要となった時のスポット的な受入れについては、今後の検討課題

優先度5/ 地域の体制づくり：

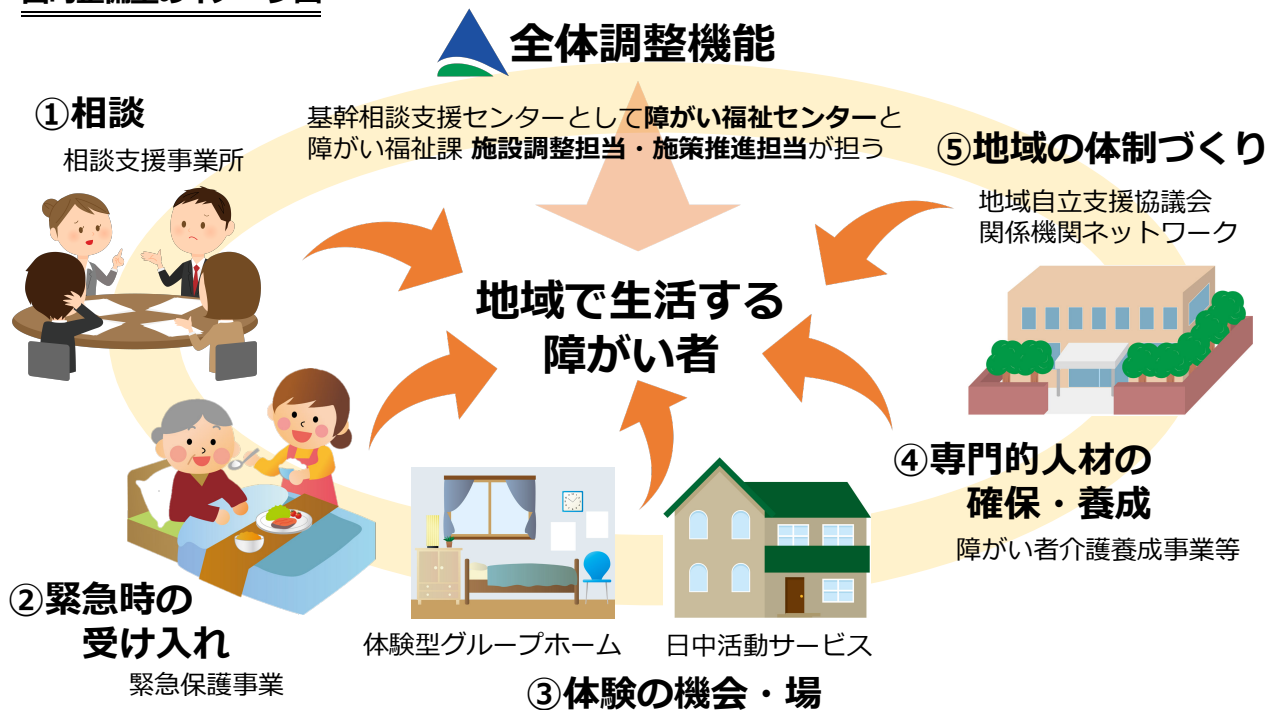
ネットワークが構築できていない短期入所や居宅介護等の構築が必要

→ 地域自立支援協議会、事業ごとの関係機関ネットワーク会議等、協議できる場は存在
している。場の拡張、何を指標として進捗状況をはかっていくかなど、今後の検討課題

3 足立区における地域生活支援拠点等の整備モデル

足立区においては、既に地域資源が一定程度整っていることから、面的整備型を進めていきたい。

面的整備型のイメージ図



4 地域生活支援拠点等に必要な機能の分担案と各機能における課題

機能	分担案（既存の資源）		引き続き取り組む課題など
① 相談	基幹相談支援センター	障がい福祉センター自立生活支援係 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の不足と相談支援専門員の質の向上 ・身体・精神を主に対応する主任相談支援専門員 ・困難事例等、専門性の高い相談への対応
	相談支援事業所 （主任相談支援専門員）	あだちの里相談支援センター（知的） うめだ・あけぼの相談支援センター（児童）	
② 緊急時の受け入れ	緊急保護事業	あだちの里・あいのわ福祉会【区委託事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・重度対応事業所の不足と地方偏在 ・自宅を利用した保護等、多様な支援策
	短期入所	指定短期入所事業所	
③ 体験の機会・場	体験型グループホーム	大谷田グループホーム【区委託事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・身体対象の体験型グループホーム
	日中活動サービス	指定障害福祉サービス事業所等	
④ 専門的人材の確保・養成	障がい者介護養成事業	障がい福祉センター生活体験係 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・人材確保のための事業創設 ・スキルアップ研修の拡充
	介護職員研修	社会福祉協議会【区委託事業】	
⑤ 地域の体制づくり	地域自立支援協議会・専門部会	事務局： 障がい福祉センター ※	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護事業所のネットワーク創設
	関係機関ネットワーク会議	事務局： 障がい福祉センター等 ※	

※太字は公的機関である障がい福祉センターが担う

5 今後のスケジュール

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所については、運営規定に拠点等の機能を担う事業所として、各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを区に届け出た上で、区が当該事業所を拠点等として認めることが必要です。

上表の事業のうち、運営規定の変更が必要となる相談支援事業所、短期入所事業所について、運営法人と協議を進め、次回令和3年3月に開催予定の第3回足立区地域自立支援協議会において具体的な整備状況を報告し、協議会の合意をいただきたいと思います。